

さん 燦

事務所報
SUN 第24号
2019年7月発行



OIKE LAW OFFICE

弁護士	長谷川 彰	弁護士	野々山 宏
弁護士	坂田 均	弁護士	永井 弘二
弁護士	長野 浩三	弁護士	草地 邦晴
弁護士	小原 路絵	弁護士	茶木真理子
弁護士	上里美登利	弁護士	住田 浩史
弁護士	谷山 智光	弁護士	北村 幸裕
弁護士	増田 朋記	弁護士	若竹 宏諭
弁護士	森貞 涼介	弁護士	加守田枝里
客員弁護士	大瀬戸豪志	客員弁護士	二本松利忠
事務局一同			



暑中お見舞い 申し上げます。

令和時代最初の「燦」をお届けします。当事務所は平成7年7月7日に開所しましたので、改元は初めての経験ですが、これまでと変わらず、社会のフェアネスを実現することを事務所理念として掲げて、時代を動かす気概を持って、業務に邁進して参ります。

昨年度京都弁護士会副会長の職を全うした谷山智光弁護士も、本年4月から通常業務に復帰しました。

時代の移り変わりに応じて、法律改正も頻繁に行われています。今回の燦では法律紹介のページを従来よりも増やして、新しい法律や制度の紹介をわかりやすく解説することに努めました。

今後とも、所員一同きめ細かな法的サービスの提供に努めて参る所存です。

これからもどうぞよろしくお願い致します。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバンエクス御池ビル東館6階
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012
E-mail oike@oike-law.gr.jp
URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2019/7
No.24

映画「クレイマー、クレイマー」のことなど

客員弁護士 二本松 利忠



1 今でも思い出したように見る映画に「クレイマー、クレイマー」(1979年米国、1980年日本公開)がある(そして、いつも同じ場面で目がうるうるになる。)。主演はダスティン・ホフマンとメリル・ストリープで、5部門でアカデミー賞をとった作品である。原題は「クレイマー vs. (バーサス) クレイマー」で、クレイマーは主人公夫婦の姓で「クレイマー対クレイマー事件」という意味になる。舞台は、1977年のニューヨーク市マンハッタンである。妻ジョアンナと5歳の息子ビリーと暮らしているテッドは、有能なワークホリック(仕事中毒人間)で、家事・育児の一切を妻に任せきりにしている。一方、仕事をやめて専業主婦をしているジョアンナは、日々、家事・育児に追われ、自分を見失いつつあると強い焦りを感じて不満を募らせている。テッドは、こうした妻の気持ちに気づかず、自分が打ち込める仕事をしたいという妻の相談にも真剣に取り組まなかった。業を煮やしたジョアンナは、とうとうビリーを置いて家を出て行ったため、テッドが家事・育児に悪戦苦闘することになった。テッドは、当初は失敗続きであった家事・育児にも慣れ、ビリーとの精神的つながりも強くなっていった反面、仕事に支障が生じて、昇りかけていた出世階段から降ろされ、あげくに失職・転職を余儀なくされたが、それを悔やむ気持ちもないほどにテッドの生き方は変わった。そうした矢先、ジョアンナがニューヨークに戻ってきて、仕事も見つけ、今やテッドよりも高収入を得るほどになり、自分が息子を引き取って育てたいと要求した。テッドは、「何を今さら…」と、その申入れを拒絶する。こうして子を奪い合う裁判になったが、これが映画のタイトルとなっている。

双方が弁護士を立てて、ビリーの親権・監護権を巡って、相手が親としていかに不適格であるかを法廷で激しく応酬し、尋問は攻撃的で執拗を極める。裁判の結果は、それまでの1年半の監護の実績よりは、幼い子には母親が必要という妻の主張が認められ、ジョアンナに単独の親権・監護権が与えられ、テッドは養育費の支払義務と、2週間に1度の週末の訪問権(面会交流権)などが認められた。そして、とうとうジョアンナがテッドを迎えに来る日が来たが、彼女は、息子の居場所はここしかないという引き取るのをあきらめるところでエンディングとなる。

る。裁判を通じて理解を深め合った二人の関係修復に期待を持たせる余韻を残したものとなっている。

2 この映画が制作された当時のアメリカでは、父親による子育ては白い目で見られていた。当時は、家事・育児は女性の務め、特に子育ては母親の聖域という意識が支配的であり、離婚となると、母親に単独の親権・監護権が与えられ、父親には隔週末ごとの面会交流権等が与えられるというのが普通であった。父親が、裁判で親権・監護権を争っても、母親が麻薬中毒等でもないかぎり、親権等の獲得はほぼ不可能であるとさえ言われていた。それほどにも「母性優位」の時代であり、だからこそ、この映画が全米の涙を誘ったのだといえる。

その後のアメリカの家族を取り巻く状況や意識の変化は著しい。「母性優位」の考えは背後に退き、共同親権・共同監護や「フレンドリー・ペアレント・ルール」が主流的な考えとなる。さらに、近年は、親権・監護権や面会交流を巡って、この夫婦のように裁判で敵対的に争うことの弊害が意識され、離婚が認められる条件として、双方が親教育プログラムを受講したり、「子の最善の利益」に配慮した共同養育計画を提出することを義務づけるなど、「関係破壊的な対立・非難から建設的な協働・協力関係の形成」の方向に向けた解決策にシフトしている(現実にはなかなか理想どおりにいっていないようであるが)。

3 我が国は、アメリカのたどってきた道を少しずつなぞってきているように思える。しかし、彼我の違いを大きく感じさせる点が二つある。第一に、裁判で深刻に争っているさなかであっても、テッドがジョアンナのビリーとの面会交流の要求に応じたことである(公園での母子の交流場面はまことに泣かせる。)。第二に、敗訴となったテッドが、別れたくないと泣きじゃくるビリーを母のもとに行くように説得する場面である。鋭く対立し争っても、裁判所の判断が出た以上、それを尊重するという意識が当たり前のように描かれている。我が国社会がこうした面で追いつける日は果たして来るのであろうか。

4 けなげなビリーが大好きである。この子の悲しむ姿にはいつ見ても胸が痛む。私が面会交流の支援活動に参加するようになった原点ともいえる映画であり、今も私を元気づけてくれる映画である。

被災地を旅して

弁護士 茶木 真理子



1 京都は普段、大きな自然災害に見舞われることがない土地である。しかし、昨年(2018年)は、例年以上に自然災害が多く発生した年であったように思う。

関西地方の関係でまず思い出されるのは、6月に発生した大阪府北部地震である。地震発生時、私は車での通勤途中であったが、阪神淡路大震災以来の強い揺れを感じた。最寄駅には着いたものの、電車が動いておらず、ホームには多くの人が溢れていた。結局、電車が動き出したのは昼過ぎであったと思う。大阪府高槻市では、登校中の小学生がブロック塀の下敷きになり亡くなるという痛ましい事故も起きた。

9月に関西地方を直撃した台風21号も思い出される。猛烈な暴風に、建物内にいても恐怖を感じるほどであった。周囲でも、これまでの台風以上に、家屋やビルが破損する被害が目立った。関西国際空港の連絡橋も、復旧までに長い時間がかかった。

2 さて、10連休となった今年のゴールデンウィーク、私は長崎と熊本を訪れた。

まず、長崎では、雲仙岳災害記念館(「がまだすドーム」)を見学した。この記念館では、雲仙普賢岳の平成大噴火による火砕流・土石流の体験映像や、火砕流で焼き尽くされた当時の被災地のジオラマ等を見ることが出来る。平成大噴火とは、平成2年(1990年)11月から始まった雲仙普賢岳の噴火活動を指す。当時、灰色の巨大な雲のような火砕流が山の斜面をつたって降りてくる現場の映像をニュースで見たことを思い出した。それまで、火砕流というものの存在を知らなかった私にとっては、強烈な印象を受け、今でも記憶に残っている。平成大噴火による死者は40名を超え、その中には現地で取材にあたっていた報道関係者も含まれている。記念館で見た体験映像では、平成3年(1991年)6月の大火砕流の発生までに、何度も小規模な火砕流が発生しており、地元警察が報道関係者に避難するよう訴えていた様子が描かれていた。大火砕流のあとは、草木のなくなった山の斜面に雨が降ることによる土石流も多発したとのことであった。記念館の近くには、土石流に埋まったままの家屋も保存されていた。

噴火の終息宣言までに、5年もの歳月がかかっていたことも、今回初めて知った。現在の雲仙普賢岳の火山活動は落ち着いているとのことであり、現地では登山者の姿も多く見かけた。しかし、山頂にそびえる、平成大噴火によりできた溶岩ドームを間近でみると、目に見えないところで山は再び力を蓄えているのではないかと、とても不気味であった。

3 熊本では、平成28年(2016年)4月の熊本地震で被災した南阿蘇村を訪れた。最大震度7を観測したこの地震により、大規模な土砂崩れが発生し、阿蘇大橋の崩落をはじめ道路が寸断、村は一時孤立したとのことであった。

地震から3年経った今も、道路にはまだ迂回路が設けられているなど、完全に復旧・復興したとは言えない状況であった。ゴールデンウィーク中ということもあり、村は多くの観光客で賑わっていたが、普段の姿はまだ以前のようにはいかないのかもしれない。

4 雲仙や南阿蘇を旅先に選んだのは、特に意図があったわけではなく単なる偶然であったが、改めて、平穏な日常生活を送れていることに感謝する体験となった。

異常気象が常態化しており、南海トラフ地震の発生も予想されている昨今では、時には想定外の猛威が襲い掛かってくることもあるだろう。しかし、過去の災害による教訓を風化させることなく、備えを怠らないことが何よりも必要だと感じさせられた。我が家でも、少し前に淡路島震災記念公園を訪れたことをきっかけに、非常用の飲食料や防災グッズを購入したが、定期的に消費期限等の確認が必要であろう。家族内でも子供の行動範囲の広がりなど環境が変化する中で、避難先や連絡方法の確認を怠らないようにしたい。

雲仙岳震災記念館の愛称である「がまだすドーム」の「がまだす」とは、島原地方の方言で「頑張る」という意味とのことである。遠く離れた地域での災害は関心が薄れがちであるし、今の自分には時折の募金程度の協力しかできない。しかし、それでも復興のために頑張る被災地の人たちへの応援を、今後も忘れずに続けていきたいとの思いを強くした旅であった。

スマートフォンからユニバーサルデザインを考える

弁護士 加守田 枝里



先日、いわゆる「らくらくスマートフォン」を手にする機会がありました。少し触っただけではありますが、初めてスマートフォンを使う人にとって使いやすいような工夫がなされていました。例えば、誤操作を防ぐために、画面を指で軽く触るだけでは反応せず、ボタンを押すような感覚で画面を押し込んで操作するようにされています。他にも、選択箇所が大きく、わかりやすい画面表示になっています。これらの機能は、ユニバーサルデザインを意識したものだそうです。

ご存知のとおり、ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方です。アメリカのロン・メイス氏が呼び掛けたもので、次の7原則で構成されます。①誰にでも公平に使用できること、②使う上での自由度が高いこと、③簡単で直感的にわかる使用方法となっていること、④必要な情報がすぐ理解できること、⑤うっかりエラーや危険につながらないデザインであること、⑥無理な姿勢や強い力なしで楽に使用できること、⑦接近して使えるような寸法・空間となっていること(京都市ホームページ参照)。今では、自動ドアや多目的トイレ、車椅子の利用者や荷物をたくさん持っている人も通りやすい幅の広い自動改札機や、右利き・左利きのどちらの人も使いやすいカッターナイフなど、ユニバーサルデザインを意識した施設や製品がたくさん見られるようになりました。

近年では、来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックを契機として、ユニバーサルデザインを推進するため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定されています。その中の一つとして、ピクトグラムに関する取組みが挙げられます。ピクトグラムとは、言葉に頼らず目で見ただけで案内を可能にする案内用図記号です。今では、トイレやエレベーターの場所などを伝えるイラスト表示が多く施設で見られますが、一般に知られるようになったのは、1964年の東京オリンピックで競技種目を表すピクトグラムが作られたときだそうです。

これをはじまりとして、その後、世界中でピクトグラムが使用されるようになりました。

以前、海外からの観光客らしき方が、駅の無人改札口で自動改札機を通れずに立ち尽くしている場面に出くわしました。自動改札機からの音声案内はインターホンに誘導していますが、インターホンのボタンの表示が日本語のみであったため、どこにインターホンのボタンがあるのかがわからなかったようです。もちろん、その駅も様々なところでピクトグラムや外国語表記を付記するなどの配慮がされていました。もっとも、当時は、駅を使い慣れた人があまり使うことのないインターホンのボタンまでは、まだ表記が加えられていなかったのかもしれませんが。冒頭で触れたらくらくスマートフォンも、今回手に取ってみて、過去に自分がスマートフォンを初めて使った際に選択したいところと違うところで反応してしまって、画面を触る操作になかなか慣れなかったことを思い出しましたが、今では自分が操作に困っていたことを忘れ、画面を軽く触る操作を当たり前のようになっていました。また、画面はかたいものだという意識がありましたので、画面を押し込むという発想もありませんでした。そのため、スマートフォンの画面を押し込むという操作方法をよく考えつかれたなあというのが真っ先に出了感想でした。

不便さは、実際に直面して初めて気づかされるものであることが多いように思います。単に一方的に考えるのみでは、らくらくスマートフォンの画面操作は思いつかなかったはずです。どんな場面でどんなことに不便さや困難さを感じるかに気づくには、多様な人々の立場に立って想像力を働かせることが求められます。そして、このことは、ユニバーサルデザインの施設や製品を作る場面だけでなく、日常生活における一人ひとりの意識にも通じるものと考えさせられました。携帯電話に触れてユニバーサルデザインに出会うとは思ってもよかったです。思いやりをもった多角的な見方ができるよう心掛けたいと思います。

知的財産法の研究の場

客員弁護士 大瀬戸 豪志



6年前に大学を離れてから此の方、私の知的財産法の研究の場は、大学から御池総合法律事務所へと移りました。研究の内容も、理論中心であったものから実務に重点を置いたものになっています。御池総合法律事務所での研究の一端は、今年の「燦」の「事務所の『知的財産法』勉強会」で紹介したところです。

大学や御池総合法律事務所と併せて私の知的財産法研究の重要な場となってきたのは、各種団体の研究会や委員会です。もっとも古くかつ現在まで会員として続いているのは、社団法人発明協会(現・一般社団法人発明推進協会)の知的財産権法判例研究会です。この研究会は、1970年代に始まり、原則として毎月1回開催されています。私の学生時代はまだ大学に知的財産法の講義の担当者も科目もなかったもので、恩師の桑田三郎先生の勧めで、学生時代からこの研究会に参加させていただいてきました。研究会の主要メンバーは学者ですが、東京地裁・高裁の裁判官もオブザーバーとして参加されています。私も若いころこの研究会で数回発表させていただきましたが、その席上、当時の座長であった成蹊大学教授の紋谷暢男先生をはじめ裁判官からも厳しい指摘を受け、その経験がその後の私の研究の糧になりました。同協会発行の「発明」誌に掲載された判例研究「『不完全利用論』が適用された事例」(発明82巻6号90頁)及び「特許の同一の侵害が認められた事例」(発明92巻5号115頁)は、この研究会での発表を基にしたものです。

1989年に設立された財団法人(現・一般財団法人)知的財産研究所(現会長・中山信弘東京大学名誉教授)での研究も私にとっては大きな財産となるものです。ここでは短ライフサイクル意匠の保護制度に関する委員会のメンバーとして1991年に千葉大学教授の満田重昭先生と一緒に英、独、仏3か国の調査旅行に行ったことが懐かしく思い出されます。その後、断続的に設けられた特許クレームの解釈と均等論(等価理論)に関する研究会や委員会に講師や委員長として参加の機会を与えられました。ここでは学者、裁判官、弁護士、弁理士、企業の知的財産担当者が一堂に会し、法と技術の両面から活発な議論が展開されました。それぞれの研究成果は、同研究所の調査研究報告書として公表されていますが、その一部が、松本重敏・大瀬戸豪志編著『比較特許侵害判決例の研究』(同研究所発行、1996)及び同研究所編『特許クレーム解釈の研究』(第2部)(同研究所発行、1999)として公開されています。ここでの研究は、私のその後の等価理論を含む特許クレームの解釈の研究を方向付けた決定的なものでした。

上の二つの研究は特許法と意匠法に関するものですが、著作権法の分野では、社団法人(現・公益社団法人)著作権情報センター付属著作権研究所の「応用美術委員会」での研究があります。この研究会は、紋谷暢男先生

が座長で「著作権法と意匠法との交錯問題に関する研究」をテーマとするものでしたが、私も副座長として参画し、主としてドイツ法における応用美術の保護に関する学説・判例の検討を行いました。この委員会の研究成果は、2003年3月に同研究所研究叢書No.9として公表されています。

1994年に図書館情報大学(現・筑波大学)から立命館大学に移籍してから、私の研究の主たる場は関西に移りました。当時、関西には知的財産法分野の学者も少なく、研究会は皆無でした。そこで、財団法人比較法研究センターの理事長(京都大学教授)の北川善太郎先生にお願いして同センターの中に学者と実務家を交えた横断的な知的財産法判例研究会を設置していただきました。この研究会では、主として若手の学者の研究発表に基づき、弁護士、弁理士、企業の知的財産法担当者との間で活発な議論が行われてきましたが、1997年の発足当初より、大阪大学教授の江口順一先生と岡山大学名誉教授の阿部浩二先生と私との共同司会で進行を勤めさせていただきました。関西の大学出身の学者の多くはこの研究会に参加し、今ではそれぞれ知的財産法専攻の学者として第一線で活躍されています。そして、2017年から阿部浩二先生と私に代わって、京都大学教授の愛知靖之先生と立命館大学教授の宮脇正晴先生が司会を担当されるようになり、さらに翌年から、比較法研究センターの解散に伴い、この研究会は株式会社商事法務に継承され現在に至っています。

日本弁理士会中央知的財産研究所関西支部の研究会も、私にとっては貴重な研究の場です。この研究会は、その時々的重要テーマについて、弁理士会所属の弁理士をはじめとする知的財産法の専門家の報告に基づいて議論をし、その結果が報告書や『別冊パテント』誌で公開されています。2000年に始まったこの研究会では「バイオテクノロジーに対する保護の在り方」や「特許法及び著作権法によるプログラムの保護の在り方について」という当時の先端技術に関するテーマが扱われ、私は当初より主任研究員としてこの研究会に参加しました。現在、名古屋大学教授の鈴木将文先生が主任研究員となり、「超スマート社会(Society 5.0)に適合する知的財産権保護の制度のあり方」というテーマで研究がすすめられていますが、私も一研究員として引き続きこの研究会に出席しています。

上にあげた研究会のほかにも、現在、会員として名を連ねているものに、同志社大学知的財産法研究会、大阪弁護士会知的財産実務研究会、SLA(科学技術と法律の会)及び関西企業法務研究会があります。これらの研究会を含め、研究会にはできるだけ出席したいのですが、体力の衰えもあってか、欠席することが多くなっていることに申し訳なさを感じる昨今です。

京都愛知県人会・都道府県対抗女子駅伝と中日ドラゴンズ

弁護士 野々山 宏



私の出身は愛知県です。高校生まで名古屋市で生活していました。現在、京都愛知県人会(以下「県人会」といいます。)で副会長兼事務局長を務めています。京都府在住の方だけでなく、愛知県に縁があれば誰でも会員になれます。平成19年10月に創立し、先般10周年記念行事を実施しました。県人会は年間を通じてさまざまな活動をしていますが、私が最も楽しみにしているのは、毎年1月の第2日曜日に開催される皇后盃全国都道府県対抗女子駅伝(以下「女子駅伝」といいます。)と、県人会メンバーで行く中日ドラゴンズ応援ツアーです。

女子駅伝では、毎年、選手・スタッフの入洛時に京都駅で出迎え、駅伝前日にはスタート・ゴールとなる西京極陸上競技場に「ガンバレ 愛知県」ののぼりを立てて、夕方には選手宿舎で激励のエールを送り、駅伝当日は西京極陸上競技場や沿道で県人会の法被姿で声をからして応援しています。折り返し地点手前での私の応援姿はNHKでも中継されていたようです。競技後には慰労会を開催します。女子駅伝は8位以内が入賞です。県人会が応援を始めた当初はアンカーが課題で10位以下でしたが、応援の甲斐あって創立3年目の平成22年から10年連続入賞中です。



平成28年1月17日に愛知県チームは悲願の初優勝を遂げました。この年は1区20位でしたが各選手が少しずつ順位を上げ、4位でたすきを受けたアンカーの名古屋大学出身の鈴木亜由子選手がすばらしい追い上げを見せて最後に先行チームを追い抜いて、ゴールテープを切りました。前年に数秒差で3位になった雪辱を果たしてくれ、喜びもひとしおでした。当然のことながら、その夜の選手・スタッフとの慰労会は大いに盛り上がり、鈴木選手のゴール姿と共に創立10周年記念誌の表紙を飾っています。鈴木選手は会ってみると小柄で、どこにあんなすごいパワーがあるのかと思わされます。平成31年1月13日にも再び鈴木



選手がアンカーを走り、2度目の優勝を飾りました。この年の慰労会では愛知県出身の舞妓さんに来てもらい、一緒にお祝いしました。鈴木選手にはマラソンでも活躍して欲しいと応援しています。

私は子どものころから中日ドラゴンズファンです。県人会には巨人ファンや阪神ファンもいますが、多くが中日ファンです。関西では中日ファンは圧倒的な少数派ですが県人会では多数派です。巨人ファン、阪神ファンも含めて毎年ナゴヤドームへの(時には東京ドーム、甲子園球場にも)巨人戦、阪神戦の応援ツアーを企画しています。ナゴヤドームで多くの中日ファンと共に声援を送るときはテンションが上がります。県人会創立当初のツアーでは中日の連戦連勝でしたが、このところ分が悪いのが残念なところです。平成29年7月18日の巨人戦ではナゴヤドームのオーロラビジョンに県人会の応援姿が



紹介され記念になりました。翌日の中日スポーツでも写真入りで県人会の応援ツアーの記事が掲載されました。巨人ファンもいたのですがそのときばかりは皆中日ファンになりきっていました。私は毎年、ドラゴンズを応援するため5、6試合は球場に足を運んでいます。県人会の応援ツアーは一体感があり格別です。今シーズンのドラゴンズに対する評論家の予想の多くは最下位です。しかし、昨シーズンに比べて投手は整備されてきていますので、後は打線がチャンスにきっちり打てば最下位脱出はもちろん、Aクラスも期待できます。燃えよ！ドラゴンズです。

県人会はその他にも、愛知県への旅行会、「京の七夕」鴨川納涼会への出店、嵐山でのポットラックパーティなどの行事で親睦を深めています。本年は会員のお世話で三十三間堂の通し矢を満喫することができました。もし、愛知県に縁のある方がいらっしゃれば、ぜひ京都愛知県人会に入会してみませんか。事務局長の私宛、ご連絡ください。お待ちしております。

47都道府県旅行できた？

弁護士 森貞 涼介



1 目標不達成

30歳までに47都道府県の全てを旅することを目標にしておりましたが、どうやら、目標は達成できそうにありません。原稿執筆時点で、残り2ヶ月となっておりますが、秋田、岩手、山形、群馬、山梨、富山、高知、佐賀、鹿児島のはに行けそうにありません。目標は不達成となったので、あとはゆくりと旅行を続けていきたいと思います。

最近訪れた場所で、お勧めしたいところを紹介したいと思います。その前に、上記9県になぜ行けなかったのかを考えます。

2 愛媛から大阪・京都

私は、愛媛県八幡浜市という、愛媛でも九州寄り(大分とのフェリーが着く港があります)の場所で育ち、大学進学時に大阪に来て、大学院から京都に来ております。関西生活も11年が経ちます。

まず、四国に住んでいて、なぜ高知に行っていないのか、という疑問にお答えせねばなりません。四国の出身の方には共感を得られることだと思いますが、四国4県の間には、県外の方々が思っておられる程の親近感、物理的にも心理的にもありません。四国同士は、基本的に遠いのです。八幡浜市から、高松市、徳島市、高知市に行くには、どれも車で3時間以上はかかります。京都からだと、3時間あれば新幹線で東は東京、西は博多まで余裕で行くことができます。なので、私が未だ高知に行ったことがないのは、別に普通なのです(徳島に行ったのも関西に来てからでした。)

話は逸れますが、四国内の移動時間を短縮するため、四国新幹線の計画が、昔からあります。瀬戸大橋にも新幹線用線路を敷設できるだけの空間が確保されていることはご存じでしょうか。しかしながら、この計画は、地方紙に思い出したように年に1回くらい掲載されますが、実現されるのかは甚だ不透明です。

3 九州と東北

八幡浜と大分にはフェリーが連絡しております。車で旅行する場合は長崎、佐賀、鹿児島あたりがどうしても遠くなります。そのため、私も佐賀と鹿児島にはまだ行

けておりません。屋久島や種子島には是非行きたいと思っています。あとは東日本にまだ行けていない場所が集中していますが、関西に住んでいるので、気軽には行くのが難しく、その結果残ったという感じです。関東の友人と話をしていると、関東の人が旅行で行きたいと思うのは、九州で、関西に住んでいる人は東北になる傾向があるようです。どちらも、「遠さ」から生まれる憧憬なのでしょう。

4 お勧めスポット

(1) 諫早湾干拓堤防道路(長崎県諫早市)

諫早湾干拓に関する訴訟について、多少は知っておりましたが、行ってみればこそ分かることが沢山ありました。例えば、堤防の上に道路が走っており、橋の役割も果たしていることは全然知りませんでした(雲仙多良シーライン、2007年開通)。また、諫早ゆうゆうランド干拓の里では、干拓の歴史や、なぜ堤防が必要だったかなどを学べます。主に開門反対派の生の声を聞くことができます。次は開門賛成派の意見を聞くことができる場所に行ってみねばと思います。

(2) 諸橋近代美術館(福島県北塩原村)



スポーツ用品店セビオの創立者による美術館です。磐梯高原にあり、サルバドール・ダリのコレクションが充実しています。ロケーショ

ン、美術館建物の意匠ともに素晴らしく、都市の美術館とは違う非日常性をもっています。

(3) 下灘駅(愛媛県伊予市双海町)

知る人ぞ知る名駅です。駅には駅舎とベンチくらいしかありませんが、駅、海、双海の夕陽があいまって、絶景です。駅の目の前には海があります。



京都のオススメ銭湯

弁護士 谷山 智光



1 銭湯の思い出

子どものころ、父親によく銭湯に連れて行ってもらいました。木の下駄札、番台、赤と青のカラン、黄色いケロリンの桶がある昔ながらの銭湯です。父親がサウナに入っている間、弟と水風呂で遊んでいたのを覚えています。小学校高学年や中学生になると、同級生と自転車に乗って校区内外の銭湯に行っていました。当時は子ども110円、大人220円だったと記憶しています。

みなさんは、最近、銭湯に行っていますか。お風呂は家で入り、銭湯には行かないという人も多いのではないのでしょうか。先日、数十年ぶりに出身地(大阪)に行ったところ、子どものころに行った銭湯はことごとくつぶれていて、寂しく感じました。

銭湯には自家風呂にはない良さがあります。身体を思い切り伸ばして湯船に浸かることができます。ぬるめのお風呂、熱めのお風呂、水風呂など一度にいろいろなお風呂を楽しむことができます。サウナに入れば全身から汗が吹き出し、老廃物が出た感じがします。日常の疲れがとれますし、リフレッシュにもなります。

京都には、まだまだ個性的な銭湯がたくさんあります。京都は地下水が豊富なせいか、水も良質です。私は、これまでいくつかの銭湯に行きました。その中から、オススメの銭湯をご紹介します。

2 船岡温泉(北区)

大正時代に創業したという銭湯で建物入口や脱衣場からして歴史を感じます。それでいて決してさびれておらず、サウナはもちろん、露天風呂や檜風呂もあり、浴場も広いです。外国人の観光スポットにもなっているようで、以前行った際にはフランス人が来ていました。京都のみならず日本の銭湯を語る上で外せない銭湯です。

3 五香湯(中京区)

2階建ての銭湯で、1階は軟水を使用しているとのこと(独特の湯ざわりです。)。サウナが二部屋に分かれていて、手前は通常の、奥は高温のサウナになってい

ます。露天風呂には天然鉱石が入っており、身体に良さそうな気がします。ここの目玉は脱衣場を出たところにある軽食コーナーで、生ビール、枝豆、冷奴、フライドポテトなどがあります。スーパー銭湯顔負けの銭湯です。

4 天翔の湯(右京区)

ここはなんと天然温泉が湧いています。それでいて入浴料金は大人430円です。少し遠いですが、夜空を眺めながら源泉かけ流しの露天風呂に浸ければ足を延ばしても来てよかったと思うことでしょう。

5 衣笠温泉(北区)

お風呂の豊富さ、ユニークさでは、京都の銭湯ナンバーワンです。4階建ての建物すべてが銭湯で、露天風呂や人工ラドン風呂に加え、冷凍サウナ(サウナの逆バージョン。簡単に言うと冷凍室。というのがあります。水風呂も広く、打たせ湯ならぬ「打たせ水」もあります。夏には特におすすめです。

6 旭湯(南区)

プールのように広い水風呂があります。5m×2レーンくらいあるのではないのでしょうか。ゴーグルを持って来ている子どもも見かけます。大人も人目を忍んで泳いでみたくになります。お子さんを連れて行くのはおすすめです。

7 白山湯六条店(下京区)

銭湯なのに入口に「天然名水」という看板を掲げています。それだけに(地下水かけ流しと思われる)水風呂は水質がいいと実感します(さすがに飲んではいませんが。)。シャンプーとボディソープのボトルも備え付けられており、至れりつくせりの銭湯です。

8 終わりに

上記の銭湯はこれまでにに行った銭湯の一部です。今後、ニーズがあれば、またご紹介したいと思います。ぜひ一度行ってみてください。また、みなさんのオススメの銭湯がございましたら、ぜひ教えてください。

「不昧公」

弁護士 若竹 宏諭



今年度から、縁あって鳥根県の松江に行く機会ができた。鳥根県についての前提知識はほとんどなく、出雲大社と宍道湖がある県という漠然としたイメージを抱いているだけだった。松江へのアクセス手段は便利とはいえない。京都から松江に行く場合には、(飛行機を除いては)いったん岡山に出て、岡山から特急電車を利用するか、京都か大阪から高速バスを利用するかで、いずれにしても合計4～5時間を要する。関西からも遠い松江であるが、かつては松江藩の城下町として発展してきた街であり、また、小泉八雲ことラフカディオ・ハーンが一時居を構えた場所であったり、法律学的には民法の起草者の1人である梅謙次郎の出身地であるなど、興味深い点が多い。一方で、京都のように人でごった返しているというわけでもなく、ゆっくりと時間が流れている落ち着いた街だった。



宍道湖の夕日

初めて松江に行ったとき、「不昧公」という言葉を見かけた。「公」という言葉から誰かの呼称であることしか分からず、日本史にも疎いので、スマホで少し調べてみると、松江藩の藩主である松平治郷の異名であることが分かった。さらに松江の街を歩いていると、そこら中で「不昧」という言葉を見かける。一藩主の名前がこれほど町中に溢れていることも珍しいと思い、インターネットで治郷について少し調べてみた。

治郷は、松平直政から始まる松平氏治政後7代目の藩主であり、財政難が続いていた藩において、農業に力を入れるほか、借金を棒引きし、年貢も四公六民から七公三民にするなど厳しい施策をとって、財政再建を図り、藩の財政を再建したということであった。一方で、治郷には文化人としての側面もあり、著名な茶人でもあったとのことで、「不昧公」という異名も、隠居し剃髪した後に「不昧」と名乗るようになったことに由来している。さらに気になったのは、「不昧」の由来である。日常ではあまり使用しない言葉であり、その文字からは何か深い意味がありそうな気がした。ウィキペディア等から、治郷が、「無門関」という書物の「百丈野狐」という一説から「不昧」を採ったということが分かった。そこで、「百丈野狐」についてさらに調べてみた。

「無門関」は、中国南宋時代の無門慧開という人物の著作で、禅宗における公案(弟子が師匠から課される問

題のようなもの)などを紹介した書物のようなものである。羊頭狗肉という四字熟語もこの書物に由来する。その中の一節に「百丈野狐」がある。中国の書物であり、かつ、仏教関連でもあるため、原文に当たっても解説は難しいが、ウェブから得た様々な情報を私なりに解釈すると、大要以下のようなストーリーである。百丈和尚の話を聴く者の中にいつも1人の老人がいて、ある日百丈和尚の話が終わった後にこの老人が残っており、和尚が誰かと尋ねるとこの老人は人間ではなく、その地でかつて住職をしていたが、ある日修行僧から、よく修行をした者でも因果を免れることはできないのかと質問され、因果に落ちることはない(不落因果)と回答した結果、500回野狐として生きることになったと説明した。そして、百丈和尚に対し、同じ質問をした。百丈和尚が因果を昧さず(不昧因果)と回答すると、その人物は野狐から人間に戻った。

この話の教えについても様々な解釈の余地があるようである。仏教における「因果」については、法律学での因果関係とは別の意味があるようであり、私には正しい理解は難しい。仏教学を前提とせずに考えれば、因果に落ちない、すなわち、因果の影響を受けないと回答した者は野狐となってしまい、因果を昧さない(因果を曖昧にしない)という回答を受けた後に野狐から人間に戻ったことからすると、前者の解釈は誤りであり、後者が正しいかということになる。因果を曖昧にしないということが、因果をそのまま受け止めるということだとすれば、野狐になった者は野狐となった因果を受け止めたことで人間に戻ったということになる。ありのままを受け止めることが大切ということであろうか。人間が野狐に変わり、人間に戻ることはあり得ないので、あくまで架空の話ということになるが、禅宗の教えを説くために、昔の人はよく考えていたのだなと感心するとともに、謙虚な気持ちでいなければならないと何となく思った。

デジタル大辞泉(小学館)では「不昧」の意味は、「①道理にくらくないこと。聡明なこと。②物欲などに心がくらまないこと。」と説明されている。治郷は財政再建後、極めて高級な茶器を多く蒐集した結果、藩の財政が再度悪化したという説明もあった。治郷が「不昧」と名乗った理由について、単に仏教の教えだったから採用したのか、あるいは、自戒の念を込めてのことだったのかはよく分からない。

いずれにしても、松江をきっかけに禅宗における因果の意味や公案などについて勉強することができた。せっかく京都に住んでいるので、このような機会を増やしていきたいと思う。

ストラスブール

弁護士 坂田 均



ストラスブールはドイツ国境に位置するフランス領の町である。この町は私にとって二つの重要な意味を持っている。一つは、欧州協議会がある町であることである。欧州評議会、加盟国が47か国、人権、民主主義、法の支配、文化的協力等の分野で基準策定を目的として、各国間の調整を図っている。最近では、薬物乱用、サイバー犯罪、人身取引、テロ、偽造医薬品対策などの分野で成果を上げている。EUとは別の組織であり、ロシアもトルコも参加している。日本もオブザーバーとして参加している。かつて私が訪問したときは、大法廷でロシアにおける受刑者の処遇について、審理が行われていた。原告は受刑者の妻でフランス人弁護士が代理人をし、被告であるロシア側は、政府を代表する代理人が弁護していた。なんという新鮮な衝撃であったことか。下の写真は大法廷でのスナップ写真である。アジアにもこのような枠組みが欲しいものだ。中国、韓国、日本は、国同士でこの様な課題について基準策定をする場をもっていない。歴史問題、知的財産の保護問題、ビッグデータの利用や通信の秘密に関する問題、キャッシュレス時代への対応などについて継続的に意見交換できればどれだけよいことか。地域平和のためには恒常的に意見交換する場がどうしても必要である。



私にとってもう一つ重要な意味はストラスブール大聖堂である。この大聖堂は、1439年に完成したカトリックの大聖堂である。ゴシック建築の代表的作品といわれ、天を貫くその勇壮な容姿に人々は圧倒される。私は下の写真のように夜この大聖堂を見たのであるが、その大きさと壮言さ、美的迫力に圧倒された。

ゲーテもこの大聖堂を愛する一人である。彼はゴシック建築について(1773年(W.Goethe, Von deutscher Baukunst, 1773(Werke, D.N.L.,26))),大聖堂に関連して、次のような芸術論を展開している。

「人間には、存在が確かになるや否や活動を開始する造形の本性がある。彼がもはや心配したり懸念したりすることがなくなったとき、半ば神のごとく、その精神を物質に注入する。粗野な野蛮からもたらされたものであろうとも、洗練された感覚からもたらされたものであろうとも、その芸術は完全でかつ生命に係わりをもっている。天才は手本も法則も顧慮すべきではなく、また、他の人々の翼ではなく、自分自身の翼で翔けねばならぬ。」

(リオネロ・ヴェントゥーリ「美術批評史」(辻茂訳))。

著作権法における創作性概念の形成が何時頃どのようにして形成されたかに興味を持つ私としては、これこそ創作性概念を基礎づける記念碑的な言葉である。創作的表現には作品に著作者の個性が発揮されていることが必要であり、過去の作品の模倣や科学的自然的事実に依拠した作品は創作的表現とはいえない。

ゴシックに先行する中世の芸術は、ダンテによって幻想のもつ感覚的人間的活動が強調されることはあったが、基本的に中世は宗教的装飾芸術の時代であった。また、ダヴィンチやボッカチオに代表されるルネサンスの時代は、一面、宗教的束縛からの解放の時代ではあったが、他面では、科学的な遠近法、理想的なバランスを強調する時代であり、ルネサンスにおける芸術家の個性は科学的かつ様式的なものであった。ゴシック時代のほとぼる個性とは異なるものであった。ゲーテがいうように、ゴシックは、正しく「自分自身の翼で翔けねばならぬ」、新しい芸術的表現の幕開けであったといえることができる。

英国で古い印刷許可法で保護されたのは印刷出版業者であった。1710年の著作権法によって保護されたのは、印刷出版業者ではなく作品を創作した著作者自身であった。この著作者保護の思想的背景にはジョン・ロックの自然法的な労働価値論があったといわれている。労働の成果はその労働を行った者に帰属されるべきであるという考え方である。ドイツにおいては、労働の成果を超えて、ゲーテのように芸術への評価とそれを生み出す者への賛美があったのかもしれない。芸術家は「半ば神のごとく、その精神を物質に注入」したのであって、そのことゆえに、その作品は価値があったといえるのである。英国法とドイツ法では経済的視点と人格的視点の強調のされ方が異なり創作性概念は同一ではないが、いずれにおいても芸術的人間活動への評価と著作権法の形成が見事に重なり合ってくるのである。



芸術的人間活動への評価と著作権法の形成が見事に重なり合ってくるのである。

地域平和のための欧州評議会の存在と著作権法における創作性概念の形成は、私にとって依然として刺激的な課題である。この意味において、ストラスブールは私にとって憧れと夢の宿町であり続けるのである。

老後の楽しみ

弁護士 長谷川 彰



少し古い統計ですが、2017年のわが国の平均寿命は、男性81.09歳、女性87.26歳でした。また2017年9月17日に総務省が公開した統計情報によると、90歳以上の人口が初めて200万人を超えたとあります。2019年4月20日の朝日新聞には、2040年に一人暮らしをする65歳以上の高齢者が900万人近くになるとの推計が紹介されています。

最近では、「人生100歳時代」ということもさかんに喧伝され、政府は年金受給開始を遅らせて、70歳まで現役で働くことを奨励しているようです。

こうなってきましたと、「老後」というのはいつからを言うのかなと考えてしまいます。

広辞苑第5版で「老後」をひくと、「年老いて後。年としてのち。」と文字通りの説明。用例として「老後の楽しみ」とあります。これでは、いつから老後なのかはわかりません。ネット検索したところ、日本の統計調査では、高齢者とは65歳以上と定め、65歳から74歳までの人を「前期高齢者」といい、前期高齢者は、64歳までと変わらず国民健康保険や被用者保険の給付を受けることができますとあります。

どうやら、私が、高齢者の仲間入りをしたことは間違いない、老後の楽しみを語る資格ありと考えることにします。

これまで、本誌燦にも書いたことがあるように、私は、プロ野球が好きで、千葉ロッテマリーンズの大ファンです。したがって、シーズン中は、マリーンズ戦のテレビ中継を観るのが大いなる楽しみです。そして、少なくとも年1度はZOZOマリンスタジアムまで応援に行きます。これも燦に書きましたが、歌舞伎鑑賞や落語を聴くのも大好きです。

このほか、みずから行なうスポーツとしては、ゴルフです。スキーやテニスも数年前まではやりましたが、腰痛を発症してからはほとんどやっていません。スキーは、雪道の運転を心配する娘たちから、止められています。

これに代わって、長野弁護士の影響もあって、最近ボルダリングを始めましたが、そこそこ高いところへ上るので、そこから落下することを心配されて、妻と二人でないと行かせてもらえません。あと、スポーツジムで、筋トレやウォーキング、スイミングなどもやります。よく、仕事を辞めたら、毎日やるのがなくて退屈するよというアドバイスを受けますが、今申し上げたことをや

るだけでもあつという間に1週間過ぎてしまうというのが、今のところの実感です。

さらに、旅行は、海外も国内もまだまだ行きたいところがたくさんあります(合衆国は本土に行ったことはなく、欧州もイタリアしか行ったことがありません)。旅行先では、景色を楽しむだけではなく、その地のおいしい食べ物やお酒を味わい、地元の人の人情に触れるのは、大の楽しみです。海外旅行に備えて、ただいま英会話のレッスンを週に一度受けていますが、なかなか上達しません。新しいことを覚えるのは、この歳になるとかなりきついです。

読書、特に推理小説を読むのも楽しみにしています。これまで読んだ小説では、高木彬光の「白昼の死角」や東野圭吾の「白夜行」「幻夜」はわくわくして読み進み、食事をするのも忘れるほどでした。白夜行、幻夜は未完のような気がしているのですが、続編を執筆するという話を聞かないのは残念です。推理小説のほかにも、いわゆる企業小説が好きで、古くは梶山季之、清水一行、最近では、高杉良、真山仁、池井戸潤、黒木亮なんかの作品をよく読みます。今年から節約のため、市立図書館で借りて読むことが多くなりました。見た目高齢者で退職者とおぼしき人が多いのには納得し、自分もお仲間に入ったという自覚を持ちました。図書館では、これまであまり興味を持たなかった作家の作品にも気軽に目を通すことができ、ジャンルが広がりそうです。

このほか、映画やミュージカルを観るのも大好きです。幸い京都には映画館もたくさんあり、劇団四季の常設劇場もあるという恵まれた環境にあります。また、高校時代にはまっていた写真もスマホで撮るだけではなく一眼レフカメラで再度始めてみようかなと思っています。

ところで、昨年暮れころ、目が痛くて眼科を受診したところ、老眼が進み、無理をしてでも字を読もうとしていることが原因の炎症だと診断され、新しい老眼鏡を合わせてもらったところ、これなしには仕事も読書もできない生活になりました。腰痛も、ゴルフをワンラウンドできるところまでは回復したものの、未だに痛みはあります。こうした身体の不調が進行する前に、楽しいことを思う存分やるために、申し訳ありませんが、今年初めより新しい案件のご相談、受任は他の弁護士に任せています。どうぞ、ご容赦ください。

ニューヨーク行ってきました

弁護士 永井 弘二



愚息が大学最終年となり、家族旅行もどれだけできるか分からないため、愚息の英語学習もかねて(どちらかというと通訳の役割の方が大きい?), 今年的大型連休を利用して、ナイアガラとニューヨークに行ってきました。

私の航空チケット名の表記(KOUJI)とパスポート名の表記(KOHJI)にずれがあるという、極めて初歩的な誤りをしてしまったため、出発時に騒動となりましたが、ANAの取り計らいで何とか出発できました(その後の行程を保証できないとは言われましたが)。結局、アメリカの国内移動や帰国時も問題とはならず助かりました(国内移動はあまりきちんと確認されず、帰国時は指摘されましたが、すんなりとチケット名義の書換をしてもらえました。)

ナイアガラは、アメリカのバッファローに1泊して、カナダ側に徒歩で越境しました。



4、5月とは思えない寒さでしたが、特にカナダ側から見るナイアガラは絶景で(アメリカ側にも行きましたが、やはりカナダ側から見ないと絶景はわかりません。)、あらためて自然の大きさを実感しました。

その後、ニューヨークに移動し、お決まりの観光コースや国連の見学、ニューヨークフィルのコンサート、ミュージカル「シカゴ」の観劇などで過ごしました。



国連の見学コースでは、広島、長崎の原爆禍の展示コーナーもあったのは少し驚きました。ただ、溶けたピンなどの展示で、より悲惨な写真等の展示がないのは物足りなさを感じました。

ミュージカル「シカゴ」は、事前にあらすじを予習していたので、一応進行は分かり

ました。もちろん台詞もあり、ジョークが飛び交っていたようですが、観客は私のようなアジア系も多かったようで、一部の観客はきちんと笑えていましたが、私も含めて置いて行かれていた観客も少なくないようでした。



同じようなことは、市内を観光バスで回る「ライド」という企画でもありました。ホスト役の男女2人が英語で掛け合いをして車内を盛り上げるのですが、ほとんどがアジア系など英語圏外であったため、ホスト役のジョークに反応できたのは、ごく僅かという少し申し訳ない状況でもありました。まあ、雰囲気を楽しむという意味では楽しいものではありませんでした、ということにしておきます。ちなみに、愚息は大体把握していたようで、きちんと笑っていたのには、成長を感じた次第です。

グラウンドゼロにも行ってきました。立派な記念館が建っており、当時の映像や焼け落ちて残った塔の部分やひしゃげた消防車などの大変な状況が展示されていました。あまり時間がなく、言葉の壁もありつぶさには見られなかったため、このテロの原因などをアメリカがどのように考えているのかまで確認できなかったのは残念でした。ワンワールドにも上ってみる予定でしたが、最上階部分に雲がかかっており営業を中止していたのも残念でした。

思ったよりも治安は悪くなく(ネット情報ではニューヨークはアメリカ25大都市の中でも最も治安が良くなったということです。)、 「ライド」が終わったのは夜9時頃でしたが、無事タクシーでホテルに帰ることもできました(この時、意図的かどうか分かりませんが、8ブロックほど過ぎたところまで乗せられてしまい、慌てて止めるということもありましたが。)

東海岸のせいか全体を通じて曇り模様だったのは残念でしたが、よく歩き(1週間ほど経った今でも踵の痛みが残っています。)、様々な体験ができて、家族旅行として貴重なものとなりました。

弓

弁護士 草地 邦晴



1 仕事を挟みながら過ごしたGWの合間、久しぶりに下鴨神社の流鏑馬を見に行くことにした。最近、子どもが弓道を始めたのだが、考えてみると弓道なるものを私は全く知らない。そういえば通った学校にも弓道部があったのだが、当時から武道系の競技はやるのも見るのも苦手で、遠い世界のことのように思ってきた。

特に意識していなかった弓の世界だが、考えてみると京都では、年始には三十三間堂での通し矢があり、節分には追儺式にも弓が登場する。そしてこの流鏑馬と、伝統的な行事、儀式などに用いられ、馴染みのあるものともなっている。たまたま、新聞で、全日本弓道大会なるものも同じ日に京都で開催されていると知り、調べると無料で観覧できるというので、せっかくやし、とみやこメッセまで足を伸ばし、弓道の大会も見てみることにした。

2 会場の内外は、袴姿の人が多く、緊張感のある雰囲気の中、場違いなところに来てしまったという居たたまれない覚えながらも、厚かましく場内の観覧場所にすすむと、静まりかえった場内には、ターン、タスッという矢が当たる音が響いている。

5人が一組となってすうっと登場すると、基本動作となっているのであろう一連の所作を経て、次々と矢が放たれていく。号令のようなものもなく、歓声もガッツポーズもなく、ただ静かに演武はすすんでいく。結果は○か×で表示されるので、的に的中したかどうか競われているようだが、思っていたよりも的は遠く、結構はずれてしまう。

的中率を上げることを考えれば、アーチェリーのように道具を発展させればよいのであろうが、伝統的な弓と矢を使いつつ、身体と心を調えて的に射るところが、結果だけを求めるのとは違った武道的なものが感じられる。身体の動きだけではなく、呼吸や心の動きなども含めて、その一瞬を見極め、これを解き放つ感じというのは、とても緊張感があって何とも清々しい感じがした。

3 さて、流鏑馬の方だが、こちらは神事(葵祭の前儀とのこと)でありながらも、札の森は観光客がすし詰めで、見る場所を確保するのも移動するのも一苦労の状態、皆スマホをかざして動画や写真の撮影にいそしむため、心静かに観覧するのはなかなか難しかった(落ち着いて見るには有料観覧席が無難)。

しかし、それが始まると、公家や武家の装束を身にまとった射手が次々と疾走する馬上からの的を射ていく迫力というのはかなりのものであり、見事の中させて的となっている方形の板が真っ二つに割れると、思わず歓声を上げずにはいられない。その原形となった「騎射」は、日本書紀の時代からあるものらしく、武家の世になると各地で流鏑馬が行われるようになって、下鴨神社の流鏑馬は、幾度かの途絶や変遷を経て現在の神事へと受け継がれているそうである。最初に公家の装束で行われる騎射があり、その後に武家の装束を身にまとった流鏑馬が行われていて、動きやすさに応じて、的の大きさも変えられているとの説明もあり、その移り変わりや歴史にも興味深いものが感じられた。

4 弓は、原始の時代から、狩猟の道具や武器として世界中でみられるもので、それぞれ独自に発展してきた。それだけ普遍性をもった道具なのであろうが、今回、弓道で弓(和弓)を引く姿をみると、矢をつがえる位置は、弓の真ん中よりも下にあって、そもそも弓は上下対称の形すらしていないことに気付いた。大きさもかなりのもので、ぶれないように保持するにはかえって邪魔になりはしないかと思うほどだし、馬上から射るとなればなおさらである。これらは和弓の特徴であるらしい。

他方で、我が国では弓は、矢をつがえずに鳴らす「鳴弦」が、古くから魔除けの儀式として行われてきたそうである。そういえば、年始に破魔矢を買うのも、節分の追儺式もこちらの魔除けの意味であろう。祭や神事と結びついたのも、こうした意味合いにおいてなのだろうと推測するが、武具であるはずの弓や矢がそうした力を持つものと信じられるに至った理由はどのような点にあったのか、このあたりも考えてみれば興味深いところである。

5 ともあれ、弓を引く人達の、とりわけ年齢を重ねた人達の、ずっと背筋の伸びた出で立ち、型にはまっているようでいて自然な動作、醸し出される凛とした雰囲気には、何とも言えない格好良さを感じる。日常、心が乱されることも多く、心を静め、気を調えたいと感じることも多い私にとって、邪念を払って集中している姿も、とても魅力的に感じられた。ついでに、弓道やっている人は肩こりとか腰痛とも無縁なんだろうな、と思ってしまふのは、多分年のせいである。

トレイルラン

弁護士 長野 浩三



一昨年の燦には、「私の趣味は、宴会と登山だ」と書いて新たにマラソンが趣味になったことを書いた。去年の燦には「私の趣味は、宴会と登山とマラソンだ」と書いて新たにボルダリングが趣味になったことを書いた。今年は私の趣味に「トレイルラン」を加えたいと思う。マラソン、ボルダリング、トレイルランと体ばかり使って、ちゃんと知的労働をしているのか？と言われそうだが、そっちの方もちゃんとやっている(つもりである)。体を使う趣味をすると仕事の効率はあがるのである(と思う)。

トレイルラン(以下、「トレラン」という。)は、山の中で、走れる場所は走るスポーツだ。登山とマラソンをやっているので、トレランも以前からいくつかの大会などには出ていた。マラソンよりもだいたい距離は短いがしんどい区間(登山道の登り)があることがより自分に合っているように思う。トップランナーは登りも走るが、一般のトレラン愛好者は登りまで走れる人はまれで、登りはなるべく早歩きで登る。

私が最初にトレランの大会に出場したのは、日本山岳耐久レース、通称「長谷川恒男CUP」の2005年大会だ。このレースは最近のトレランブームでエントリーすること自体が今は難しいが、当時は普通にはがきをだしてエントリーできた。このレースは奥多摩全山約71km、累積標高差約4500mを制限時間24時間で踏破するものだ。午後1時スタートなので、普通の参加者はヘッドランプをつけて夜中中歩くことになる。この年はあいにくの雨で、夜中に雨の中、登山道を前の人に続いてとぼとぼ歩いた。眠くなって寝ようとしても雨で寒く(開催は10月)、5分としないうちに目が覚めた。21時間3分でゴールした(ゴールしたのは午前10時3分)。

この年の12月には東山三十六峰マウンテンマラソンにでた。この大会は、毎年12月第2日曜日に開催される。スタートは京都の宝ヶ池公園で東山トレイルの山道を走る。比叡山、大文字山、清水山と南下し、伏見稲荷を登って下ってゴールとなる。約30kmである。この年は3時間50分54秒でゴールした。一時参加が途切れたが、2013年以降また毎年参加している。2018年は台風の影響で中止であったが、2017年は4時間7分46秒でゴールした。

2016年5月には比叡山インターナショナルトレイルに出場した。このトレランレースは距離約50km、累積標高差約3700mで、比叡山延暦寺を起点に、比叡山及び近くの山を6回下って、6回登るトレイルだ。一旦下ったのにまた登るので精神的にかなり疲れる。最後はヘッドラン

プをつけて暗い山道を登っていったのを覚えている。10時間12分52秒でゴールした。

京都近くの大会では、6月ごろ開催される琵琶湖スカイレースがある。琵琶湖バレイの駐車場を起点にびわ湖バレイのある打見山、蓬莱山(標高1174m)を登り、一旦麓近くまで下ってまたびわ湖バレイに登り、最後に駐車場まで下る約20kmのトレイルだ。2018年の大会では5時間の制限時間のところ、4時間56分59秒でゴールした。ぎりぎりだった。



2019年3月には神戸六甲縦走トレイルランに出場した。このトレランは、須磨浦海岸をスタートし、六甲山の縦走路を東に進み、六甲最高点から有馬温泉に下ってゴールという、約40kmのトレイルだ。はじめて六甲山の縦走路を歩いた(走った)が、かなり起伏があり、こたえた。8時間25分21秒でゴールした。

直近では2019年3月に熊野古道中辺路トレイルランに出場した。熊野古道自体行ったことがなかったので楽しみだった。和歌山県の田辺市まで特急で行き、レンタカーを借りて中辺路(なかへち)まで行った。このトレランのコースは32kmで、半分以上が坂の舗装路で登りも下りも足に負担が大きく、最後の約7kmの下りでは大腿の筋肉が痛くてゆっくりとしか下れなかった。この地域は「安珍と清姫」伝説があるところで、途中には「清姫道」という名の登山道があった。この大会は地域の人達が水や軽食のエイドを出してくれており、とても心温まる大会だと思う。5時間10分43秒でゴールした。

50歳を超えて筋肉の衰えを感じる今日この頃である。しかし、だからこそ、筋肉を鍛えることが大事だと思う。冒頭にも書いたとおり、体を使うと仕事の効率もあがる(と思う)。これからもトレランをはじめとして、体を使う趣味を充実させたいと思っている。

シンガポール訪問記

弁護士 北村 幸裕



この度、私はシンガポールを初めて訪問することとなった。旅によって人は学び成長するといわれている。今回の旅を紹介することで、間接的に私の成長の様子を皆様に覚えてもらおうと思う。

シンガポールは、淡路島や東京23区と同程度の広さの小さな国である。国語はマレー語であるが、英語、中国語、マレー語、タミール語が公用語であり、日本語もそこそこ通じる。せっかく英会話を学んでいることから、あえて日本語ではなく英語で話を試みたところ、こちらの話すことは概ね通じた。しかし、相手の言うことがわかりにくい。ホテルや空港の人の話はそうでもないが、タクシーの運転手さん、店員さんなどの英語がわかりにくい。速い、はねるというのは聞いていたが、独特の発音や表現が混ざっていた。これが私が初めて体感した訛りであった。

観光では、色々見たいものがあつたが、時間の都合上、全てを楽しむことはできなかった。結果的に娯楽施設が中心になった。セントーサ島(ユニバ(USS)、プール等)や動物園といった娯楽施設では、時間と年齢を忘れて心から楽しんだ。日本でも類似のことを体験できたと思わないでもないが、冷静に考えるべきではない。

また、僅かではあるが、町中をぶらぶらして歴史、文化を味わうこともできた。プラナカン建築を見て、15世紀後半以降の文化的交流がこんな美しい建築物に結実したことに素直に感動した。パッと見、築年数が新しく感じたのは私の気のせいであろう。ラッフルズホテルのロングバーでは、割った落花生の殻を床に遠慮なくばらまきながら、このバー発祥のシンガポールスリングを呑んだ。麻袋一杯の落花生は衝撃的であった。かの有名な三棟の建物の上に船が乗っているホテル、マリーナ・ベイ・サンズの展望台にも上ってみた。写真はその近くで

撮ったものである。どこからどう見ても観光客であり、現地の方と間違われることなど断じてなかった。カジノも体験したかったが、下手なくせに熱くなる性格であり、行けば楽しい旅でなくなることが容易に予想できたため辛抱した。

こうして観光客の視点で見たシンガポールは、まさにテーマパークであった。

文化、歴史、娯楽、あらゆるものを観光客に楽しんでもらい、外貨を落としてもらうという強烈的な意思を感じた。そして、そのことに国を挙げて取り組んでいた。例えば、セントーサ島を一大テーマパークにして中にあらゆる娯楽を詰め込む、動物園は近くにまとめて一気に回れるようにする、バスやMRTだけでなくタクシー数も管理して交通機関を整備する、統一的な美観を心がけるといったことが、隅々まで行き届いていた。開発独裁・国家資本主義という言葉で表現されることもあるが、まさに政府が積極的に管理・介入しながら、シンガポールという国をテーマパークに仕立て上げていた。

ただ、誰でも容易に楽しめる娯楽は、その反面として厭きられるのも早い。常に娯楽の更新が必要であり、事実、数年で大きく環境が変化した地域も多いようであった。その点で落ち着きのなさを感じた。

また、シンガポール国民はあまり実感していないようであるが、政府の管理によって過剰なまでの「きれいさ」を押しつけられているようにも感じた。長く居住すると、ある種の息苦しさを感ずるようであった。

昨今、観光地として非常に賑やかになっている京都の事情と比較すると、なかなか興味深い体験ができたと思うところである。

最後に、残念だったのは、シンガポールらしいお土産で、個人的に好みのものがあまりなかったことである。やむなくタイガーバームをたくさん購入するに至った。



法律紹介 1

相続法が変わります

弁護士 住田 浩史



1 はじめに

相続の制度が、1980年以來、約40年ぶりの大改正がされ、今まさに大きく変わっています(段階的施行のため、未施行分はカッコで示しています)。

以下では、その概要を紹介しますが、より詳しく知りたい方は、当事務所の御池ライブラリー49号(2019年4月号)の特集「相続法改正」をご覧ください。¹

2 ①遺言書(遺言)の制度が使いやすくなった

自筆遺言証書については、これまで全文自筆が要求されていましたが、改正により、財産のリストについては、パソコンでの作成が可能となりました。

また、法務局の「保管官」に形式面をチェックしてもらい、その上で、保管をしてもらう制度が新設され、これを使えば、家庭裁判所の「検認」も不要となります(2020年7月10日施行)。これにより、自筆証書遺言の効力をめぐる紛争もいくらかは減少するものと思われます。

さらに、遺言執行者についても、管理権限が限定、明確化され、また復任権も明文化され、職務が遂行しやすくなりました。

3 ②亡くなった方(被相続人)の夫または妻の権利に配慮がされた

配偶者の死亡により突然立退きを迫られるといった事態を防ぐために、一定の場合には配偶者短期居住権が当然に発生するとされました。

また、所有権とは別に、原則終身の配偶者居住権を遺贈や遺産分割の対象とすることができ、例えば、不動産は子に相続させるものの、配偶者を住ませるということができるようになりました(2020年4月1日施行)。

また、20年以上婚姻をしている夫婦について居住用不動産の贈与または遺贈があった場合、特別受益の持戻免除の意思表示がなされたものと推定されるとされました。

これらは、配偶者の権利をより手厚く保護しようとする制度改正となります。

4 ③遺産分割協議が行いやすくなった

遺産分割前の仮分割の申立ての制度ができ、また、預貯金については一定金額の単独払戻しが認められることになりました。相続人は当面のお金が確保でき、話し合いの争点を絞っていくことができます。

また、遺産分割前に処分された財産についても、遺産分割の対象に含めることができるとされ、分割協議と並行して損害賠償請求などを行わなくてよくなりました。

5 ④相続登記がより重要になった

遺産分割や遺贈のみならず、相続させる遺言の場合にも、第三者対抗要件として登記が必要とされることになりました。相続登記を行うことがより重要となってきます。

6 ⑤遺留分制度が単純になった

遺留分は金銭請求のみとなり、また、遺留分算定の基礎となる生前贈与は死亡前10年間に限定されました。

また、遺産に流動資産がない場合には、換金のために、支払猶予期限を許与してもらう制度も新設されました。

いずれも遺留分侵害者側(被請求者側)の負担を考慮した制度改正といえます。

7 ⑥相続人以外の者の寄与を考慮する制度ができた

相続人の一人の寄与については、これまで寄与分制度により考慮されてきました。

今般、相続人でない親族についても、無償労働により被相続人の財産の維持に寄与した場合には、相続人に対して、特別寄与料の請求ができる制度が新設されました。

¹ http://www.oike-law.gr.jp/wp-content/uploads/OL49_all.pdf

法律紹介 2

働き方改革

弁護士 上里 美登利



1 「働き方改革」を推進するための関係法令が、今年2019年4月1日から本格的に施行されました。

「働き方改革」の目的は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現することなどとされています。その背景としては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、労働者のニーズの多様化などの課題の存在があります。また、日本の労働者の約7割が中小企業・小規模事業者であることから、これら中小企業等の職場における職場環境を改善し、人手不足を解消し、ひいては業績を向上させることも重要な位置づけがされています。

こうした趣旨目的に照らし、「働き方改革」は、Ⅰ労働時間法制の見直し、Ⅱ雇用形態に関わらない均等・均衡待遇の確保が大きな柱とされており、そのなかで、中小企業・小規模事業者に対しても同様の規制を及ぼせる点に特徴があるものと考えられます。

2 Ⅰ労働時間法制の見直しの骨子は、以下のとおりです。

①残業時間の上限は、自動車運転業務、建設事業、医師など一部の適用猶予・除外事業・業務を除き、次のように規制が強化されました(労働基準法36条)。すなわち、残業時間の上限は、原則月45時間・年360時間となりました。臨時的な特別事情による労使合意の場合でも、年720時間以内となり、複数月平均80時間以内、最高でも1月100時間未満に制限されました。また、月45時間超が可能なのは年6ヶ月までに限られます。この規制の施行は、2019年(中小企業2020年)4月1日からとなっています。

②1日の勤務終了後、翌出社まで間に一定時間以上の休息(インターバル)を確保する「勤務間インターバル」制度の導入が企業の努力義務とされました(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法2条1項)。この規制は、2019年4月1日から施行されています。

③年10日以上有給休暇が付与される労働者に関して、1年あたり5日間の年次有給休暇の取得が企業に義務付けられました(労働基準法39条7項8項)。労働者が自ら申し出ない場合は、使用者が取得時期を指定して、実際に有給休暇を取得させなければなりません。この規制も2019年4月1日から施行されています。

④大企業に対しては既に導入されていましたが、中小事業主は適用外とされていた月60時間超の割増賃金率の25%→50%へ引き上げが2023年4月1日から中小事業主

にも適用されます(労働基準法138条の削除)。

⑤労働時間の客観的把握が企業に義務付けられました。そのため、これまで労働時間の客観的把握の対象外とされてきた、管理監督者、裁量労働制の適用者を含め、全ての労働者の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されなければなりません(労働安全衛生法66条の8の3)。この規制も2019年4月1日から施行されています。

⑥「フレックスタイム制」における労働時間の清算期間が1ヶ月から3ヶ月へ拡張されたことにより、制度が使いやすくなりました(労働基準法32条の3第1項2号)。これも2019年4月1日から施行されています。

⑦「高度プロフェッショナル制度」の新設

「高度プロフェッショナル制度」とは、高度の専門的知識等を有し、職務範囲が明確で一定の年収要件(1075万円以上／労働基準法施行規則34条の2第6項)を満たす労働者を対象として、労使委員会決議及び本人同意を前提として、年間104日以上の日確保措置や健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置等を講ずることにより、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度です(労働基準法41条の2)。これも2019年4月1日から施行されています。

3 Ⅱ公正な待遇の確保のための規定の整備

同一企業内において、いわゆる正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保するための規定の整備がされました。これらの規定の施行は、2020年(中小企業は2021年)4月1日からとなっています。具体例などは、「同一労働同一賃金ガイドライン」(厚生労働省平成30年12月28日付告示第430号「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」)に示されており、参考になります。

4 おわりに

以上のような「働き方改革」関係法令によって、雇用環境の抜本的な変革が求められました。使用者においては、より意識的に労働環境の整備に努める必要が生じています。

参照資料

- ・「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて～」(厚生労働省)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000474499.pdf>)

法律紹介 3

平成29年の性犯罪に関する刑法改正

弁護士 小原 路絵



1 はじめに

性犯罪に関する刑法の改正が、平成29(2017)年6月3日に公布され、同年7月13日から施行されています(以下、この改正による刑法を「現行法」、改正前のものを「旧法」といいます。)。旧法が明治40年に成立してから、実に110年振りの大幅な改正となりました。

2019年3月には性犯罪に関するいくつかの無罪判決が出て話題となっており、またこの改正は、附則9条で施行3年以内の見直しが規定されており、改めて平成29年改正を整理してみたいと思います。

2 強姦性交等罪(177条)

まず、罪名が、「強姦」から「強姦性交等」に改められ、行為も旧法では「姦淫」に限定されていましたが、現行法では「性交」のみならず「肛門性交又は口腔性交」も含むこととなりました。なお、改正時の議論では、男性器の挿入のみならず、女性器や肛門への手指や異物の挿入も対象にすべきか議論となりましたが、この改正では見送られることになりました(176条の強制わいせつ罪には該当します。)

また、被害者が、旧法では「女子」に限定されていましたが、現行法では性別は問われなくなりました。この点の改正は、準強姦性交等罪(178条2項)も同じです(なお、強制わいせつ罪(176条)及び準強制わいせつ罪(178条1項)においては、旧法でも被害者を「男女」又は「人」としており、性別による区別はなされていませんでした。)

さらに、法定刑が、3年以上の有期懲役から、5年以上の有期懲役に重罰化されました。法定刑の引き上げに伴い、4年以上とされていた集団強姦等罪は削除されました。

3 監護者による性暴力罪の新設(179条)

強制わいせつ罪・強姦性交等罪では、手段として「暴行又は脅迫を用い」ることが要件となりますが、この要件に関しては「相手の犯行を著しく困難にする程度の不法な有形力の行使」と考えられています。つまり、被害者の意に反して性交等が行われたとしても、重大な暴行

又は脅迫が行われていなければ、これらの犯罪は成立しないことになり、この要件が犯罪成立のハードルを上げていた場面がありました。

そこで、「暴行又は脅迫」を手段としなくても、行為者が「その者を現に監護する者」で、監護者という立場に「あることによる影響力があることに乗じ」た場合にも、わいせつ罪又は性交等罪が成立する規定が新設されました(罪名は「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」)。

ここでいう「監護する者」には親などが該当し、その他の上下関係にある教師や雇用主やスポーツの指導者等は該当しません。

また、同罪は、親から子への性的虐待の処罰が想定されていますが、被害者は18歳未満の者に限定されており、行為時に被害者が18歳以上の場合は、同罪は成立しません。

なお、13歳未満の「者」に対しては、「暴行又は脅迫」を手段とせずとも、強姦性交等罪又は強制わいせつ罪が成立する点は、旧法から変更はありません。

「暴行又は脅迫」を手段としなくても、「人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能」にした場合に、準強制わいせつ罪や準強姦性交等罪(178条)が成立する点も旧法から変更はありません。この「抗拒不能」の要件については、改正時に被害者の同意が無いことを要件にするかどうかの議論がなされましたが、見送られています。なお、この「暴行又は脅迫」「抗拒不能」の要件について、「被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。」という参議院の付帯決議がなされています(衆議院でも同様)。

4 非親告罪化

旧法では、176条から178条までのこれらの犯罪は親告罪として告訴が無いと公訴を提起することができないとされていましたが、同条項は削除されました。

法律紹介 4

消費者契約法 2018年改正

(2019年6月15日から施行)

弁護士 増田 朋記



消費者契約法(以下「本法」といいます。)は、消費者が事業者と締結した契約(=消費者契約)について広く適用され、民法の特則として、事業者の不当な勧誘があった場合の消費者の取消権や、不当な契約条項の無効などについて規定した法律です。消費者と事業者の双方にとって重要な法律といえます。

本法については、2016年にも法改正が行われており、その際には、事業者が過量な内容の消費者契約の勧誘をした場合についての消費者の取消権(本法4条4項)の導入などがなされました。しかし、この2016年改正では多くの論点が積み残しとされていたため、改正後もそれらの点についての検討が重ねられ、その結果、2018年6月8日に再び改正法(消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号))が成立することとなりました。

この2018年改正では、取消しが可能となる不当勧誘類型の追加や、無効となる不当な契約条項の類型の追加等が行われています。

まず、取消しが可能となる不当勧誘類型について、2018年改正前の本法では、不実告知(本法4条1項1号)、断定的判断の提供(本法4条1項2号)、不利益事実の不告知(本法4条2項)、不退去(本法4条3項1号)、退去妨害(本法4条3項2号)、過量契約(本法4条4項)という類型が規定されていましたが、2018年改正によって、消費者の不安をあおる告知(本法4条3項3号・5号・6号)、恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用(本法4条3項4号)、契約締結前の債務の内容の実施(本法4条3項7号)、契約締結前に実施した活動に対する損失補償請求(本法4条3項8号)という類型が加えられることとなりました。

消費者の不安をあおる告知・恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用の類型の追加により、「つけ込み型勧誘」と呼

ばれる、事業者が消費者の弱みにつけ込んで契約を締結させる事例について救済可能となる範囲が広がられています。また、契約締結前の債務の内容の実施・契約締結前に実施した活動に対する損失補償請求という類型は、事業者が一定の行為を行うことで消費者に心理的負担を負わせて強引に契約を締結させるような事例が想定されるものです。

また、無効となる不当な契約条項の類型として、2018年改正では、消費者の後見等の開始を理由とする契約解除条項や、事業者にその責任の有無及び責任の限度を決定する権限を付与する条項(例えば、「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとします」というような条項が考えられます。)が新たに規定されることとなりました。これらの契約条項は、2018年改正前も、不当条項に関する一般規定である本法10条によって無効となると考えられるものですが、個別に規定が設けられることによって、不当条項であることが明確とされました。

このほか、2018年改正では、不利益事実の不告知における事業者の故意の要件の緩和や、条項作成や情報提供に関する事業者の努力義務についての規定の改定が行われています。

今後は、これらの改正内容が、本法の趣旨に沿って積極的に活用されることで、消費者契約を巡るトラブルの防止や、消費者の被害の救済が進められることとなります。

また、2018年改正においては、改正法に対する衆参両院の附帯決議で、本法について今後さらに検討すべき論点が挙げられ、その検討と必要な措置が求められているところですので、さらなる改正によって、消費者の権利の実現がより一層進められることが期待されます。

2019年事務所旅行記

平成最後！

地元京都の 伝統・文化堪能ツアー

平成最後の3月初旬に毎年恒例の事務所全体での小旅行に行っていました。小旅行と称しましたが、本年は、移動時間を節約するため、遠征することなく、できる限り近場で楽しもうというコンセプトの下、担当を拝命した事務局朝岡さんと私若竹が計画を始めました。例年は、旅行会社から提案いただくいくつかのプランをベースに旅程を作成しますが、今回は、担当がアイデアを出し合い計画した旅程にて実施されました。近場で伝統と文化を楽しむという企画であり、当事務所近くに本社を構えるお香の松栄堂さんにて香房見学と匂い香作り体験をし、その後、約300年の歴史を誇る萬亀楼さんにて食事という内容です。

当日は天気にも恵まれ、事務所から徒歩数分の場所にある松栄堂さんに伺いました。松栄堂さんは、2018年7月に本店を新装され、その隣には、香りを体験できるスペース、ギャラリーやホールを備えた薫習館くんじゅうかんを新しくオープンされました。薫習館に入ると1階には香りを体験できるブー

スがいくつかあり、内装にも香りにまつわる工夫が随所になされています。薫習館にあるホールにて香りに関する導入的な説明をいただき、早速、香房見学です。当日は、昔





ながらの製法で線香が生産される過程を見学させていただきました。私自身、固形の線香を見て、それが生産される過程をイメージしたことすらなかったため、その生産過程は興味深いものでした。特に面白かったのは、練られて粘土ようになった線香の元が、機械を通じて、によりりと細い棒状になるところでした。まるでモンブランの栗ペーストを絞りだしているかのようでした(色的にも)。細い棒状になったものを均一の長さになるよう上下を切り取り(これも職人技です)、それを乾燥させて、固く棒状になったものが線香となります。驚いたのはこの線香が1箱数千円で販売されているということでした(もちろん手作りではなく香房で機械生産されているより安価なものもあります)。香房見学後は、いよいよ匂い香作りです。匂い香作りは、桂皮、丁子、竜腦などのいくつかの香りの素を用意いただき、各人が思うがままに香りをチョイス、ブレンドし、好みの香りを作っていきます。重要なことは香りを嗅ぎ分ける鼻ですが、香房内の匂いが強く、好きな香りを選ぶのに何度も匂いを嗅ぐので匂いの違いが徐々に分からなくなっていました。好みどおりの香りを再現できた



者はおそらくいなかったでしょう。

匂い香作りを楽しんだ後は、萬亀楼で式庖丁と食事を楽しみました。式庖丁は、平安時代から伝わる食の儀式で、烏帽子、袴、狩衣を着た姿で、まな板の上の魚や鳥に包丁を使って、直接手を触れることなく切り分けていく技です。おそらくプライベートではお目にかかることはないもので、儀式が始まると、一転厳かな雰囲気となり、まな板の上の鯉が芸術作品と成っていく様子を一同真剣に鑑賞していました。今回創作いただいたものは、「神厳の鯉」というもので、鯉を島から島へかけられた橋に見立てた美しいものでした。式庖丁の後は、待ちに待った食事です。3月初旬らしい、春の訪れを感じさせる食材が用いられ、ミシュラン二つ星も取得している萬亀楼の京料理に一同舌鼓を打ちました。

毎年旅行後には、次年度の参考にアンケートを採るようにしています。本年は、担当が計画した内容であったため、その結果を心配していましたが、身近な場所で京都の伝統や文化に触れた内容は好評で、担当も安堵した次第です。今から来年の小旅行が楽しみです。



編集後記



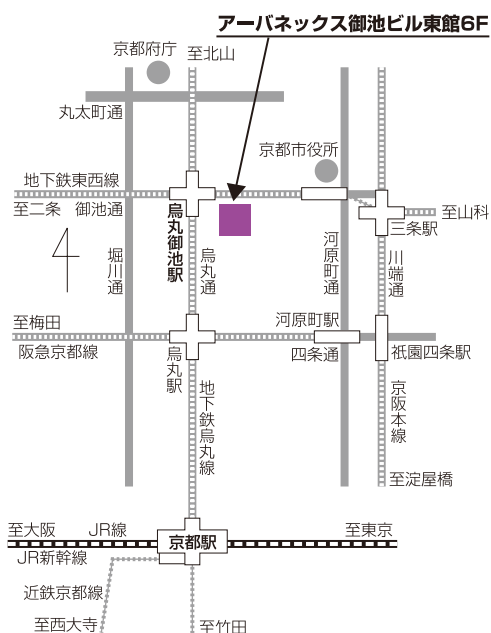
事務職員の入所・退所が数人あり、少し顔ぶれに変更がありました。

令和の時代も、「燦」を通して、当事務所の多才な弁護士たちの法律業務を行うときは異なった横顔を

お伝えできればと思います。

燦の内容などについて、ご感想・ご意見等がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN(太陽)にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。
(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 長谷川 彰

望月 潤美 奥村 友理